

リストラティブ・ジャスティスの理念と その実践モデル

大 前 有 貴 子
(公法専攻・法政専修コース)

はじめに

- 1 リストラティブ・ジャスティスとは何か
 - (1) リストラティブ・ジャスティスという考え方
 - (2) リストラティブ・ジャスティスの効果
 - 2 海外でのリストラティブ・ジャスティス実践
 - (1) ニューージーランドでのファミリー・グループ・カンファレンス
 - (2) アメリカ, ミネソタ州レッドウイング少年院におけるカンファレンス
 - 3 日本でのリストラティブ・ジャスティスの実践
 - (1) 日本での実践例
 - (2) リストラティブ・ジャスティスと日本従来の制度との比較
 - 4 リストラティブ・ジャスティス実践における注意点
 - (1) 当事者の任意性確保
 - (2) 当事者権限の暴走
 - (3) リストラティブ・ジャスティスの流れ作業化
 - 5 リストラティブ・ジャスティス・モデルの比較検討
 - (1) リストラティブ・ジャスティス・モデルとリストラティブ・ジャスティスの本質
 - (2) リストラティブ・ジャスティス・モデルとリストラティブ・ジャスティスの注意点
 - (3) リストラティブ・ジャスティス・モデルの比較検討
- む す び

はじめに

近年、諸外国において「リストラティブ・ジャスティス」(以下 RJ と略称する) という考え方が注目されている。すでにアメリカ, ニューージーランド, オーストラリア, カナダ, ノルウェー, オランダなどの国において広く活用されており, 欧州全土でも900を超える機関が RJ の考え方をくんだプログラムを実施している¹⁾。RJ とは被害者, 加害者間の対話を通じて加害者に責任を自覚させることにより反省と更生を促し, 被害者も

加害者からの直接の謝罪や損害賠償を受けることを現実化する考え方である²⁾。従来の刑事手続きは国家対加害者の構図で進行するため、被害者はいわば「部外者」として扱われており³⁾、このことが被害者の絶望感を深めていた⁴⁾。しかし、この RJ という考え方において、被害者は手続きの中心に置かれ、自らの立ち直りのために積極的に行動することが可能となる⁵⁾。

RJ は被害者救済と加害者の社会復帰という2つの目的の両立を目指す考え方であって、犯罪抑止を目的とする応報的刑罰に依拠してきた伝統的な刑事司法に対するアンチ・テーゼであるが、少年の成長発達、社会復帰を強調してきた少年司法とは必ずしも相反する考え方でない。それゆえ、本論文では RJ と少年非行というテーマを関連させて考えていく。2000年、少年法は厳罰化の方向へ大きく改正されたが、自分の行為の意味を理解していない少年に厳罰を与えてもかえって反発するだけで非行抑止効果は期待することはできないうえ、見せしめのため厳罰を与えたとしてもそれによって他の少年が非行を止めるとは考えにくい⁶⁾。また、厳罰化の理論として被害者感情の満足のため加害少年を厳罰に処する必要があるとの意見も出されていたが、加害少年を厳罰に処することによって被害者は癒しを得るのか、疑問を禁じえない⁷⁾。少年法のさらなる改正が叫ばれている今こそ、厳罰化とは異なる当事者へのアプローチ法である RJ の可能性について考える時ではないだろうか。

本論文では「リストラティブ・ジャスティス (Restorative Justice)」を「修復的司法」とは訳さず、「リストラティブ・ジャスティス」という言葉のまま用いている。日本の文献では「リストラティブ・ジャスティス」を「修復的司法」と訳していることが多い。“Restorative Justice”の“Restorative”は「回復」を意味する“restore”から派生したもので、“Justice”は「司法」を示すとされているためである⁸⁾。しかし、RJ 的な考え方は「司法」の場だけにとどまらず世界中の様々な機関で活用されている。例えば、学校でのいじめや教師への暴力など教育現場での問題に RJ 的な考

えを持って対応する教育機関や、児童虐待などの児童福祉上の問題に RJ 的な対応をしている機関である。また、職場での人間関係への対応や、家族間の問題への対応にと RJ はあるゆる場面で活用されている⁹⁾。RJ は司法を越えて人々に浸透していると考えられるため、あえて「リストラティブ・ジャスティス」という言葉を用いることにする¹⁰⁾。

1 リストラティブ・ジャスティスとは何か

(1) リストラティブ・ジャスティスという考え方

RJ とは、ある地域において何らかの事件が発生した場合、加害者、被害者、地域社会の人々といった事件の当事者たちが互いに話し合うことにより被害の回復や関係の修復を実現していこうという考え方であり、第三者である国が主体となって加害者を裁き、その処遇を決定するという従来¹¹⁾の刑事司法とは全く異なる考え方である¹¹⁾。

そもそも、この RJ という考え方は、ニュージーランドに住むマオリ民族という先住民族の紛争解決手段に由来していると言われている。何世紀も前から、マオリの人々は民族間で何か紛争が起きると、紛争を起こした当事者と地域の人々が互いに話し合いをして、問題を解決してきたのである¹²⁾。

RJ において犯罪とは、被害者、地域社会、加害者を傷つけるものであると考えられている。そして、犯罪へは、被害者、加害者、地域社会の三者で対応すべきであり、特に、損害をどのように回復するかということは、被害者が中心になって考えるべきであるとしている。つまり、RJ は犯罪を国家に対する違法行為とは考えず、被害者や地域社会に対する行為であると捉えている¹³⁾。応報的司法において手続きの周辺に置かれてきた被害者を手続きの中心にすえたのである¹⁴⁾。そのため、加害者は、国家に対してではなく、被害者と地域社会に対して責任を取ることになる。RJ の考え方では国家が問題解決のために主導的に立ち回することはあまり考えられないのである。また、加害者に罪を償わせるということは、加害者自身に

責任があることを認めさせ、犯罪によって生じた被害を修復させることを意味し、加害者による被害回復や被害への償いそのものが処罰の代わりとなると考えられる¹⁵⁾。RJは加害者の罪責を非難することよりも、被害者や地域社会の被った物質的・精神的損失が回復することを重要視しているのである¹⁶⁾。

(2) リストラティブ・ジャスティスがもたらすもの

リストラティブ・ジャスティスと被害者

RJの考え方を実践することにより、多くの場合、被害者は加害者と直接対面し、対話することとなる。その対話の中で、被害者は加害者に対して事件によって自分はどのような影響を受けたかを伝えるとともに、事件時の詳しい状況、自分を狙った理由、事件を起こすに至った経緯について質問をすることもできる。加害者が被害者の質問に対し、明確に回答することは難しいのかもしれないが、ここで重要なことは被害者が自分自身で加害者に対して事件の意味を問うことにより、自分の中で気持ちの整理をつけるということである。これは被害者の回復にとっては非常に重要である¹⁷⁾。

また、被害者の回復には金銭による損害賠償も必要であると考えられる。もちろん、金銭だけで傷ついた被害者の心を完全に回復させることはできないだろうが、加害者から謝罪の気持ちを込めた賠償があったという事実が被害者の精神面にとってプラスに働く可能性もあるだろう¹⁸⁾。

リストラティブ・ジャスティスと加害者

RJという考え方において、加害者は「不完全な者」としてではなく「被害回復能力のある者」として取り扱われている¹⁹⁾。そして、「加害者に責任を取らせる」ということは、「加害者に被害者への責任を認識させ、それに対する謝罪、賠償を行わせる」ことを意味している²⁰⁾。しかし、加害者、特に少年においては、被害者との何らかの接点がなければ、事件を自分の都合のいいように考え、責任を軽く受けとめる傾向が強い。また、生育環境の劣悪さのために事件を起こしてしまった少年に対して、自分の

行為につき責任を感じさせることはとても難しい。加害少年がこのような状態のまま少年院送致などの処分を受けたとしても、自分は不当な扱いを受けたとのマイナスの感情を持ちつづけるだけであり、この感情を放置したまま少年の社会復帰を目指すことはまさに至難の技である²¹⁾。よって、加害少年の更生にまず必要なことは、自分の行為がどのような結果を生み出したのか、そして、その行為の結果がどれだけ被害者や地域社会を傷つけたのか、その重大性を認識し、受け入れることである²²⁾。

RJ における対話の場において、加害者は自分の起こした事件が被害者や地域社会にどのような影響を与えたかということ当事者の言葉によって理解する。そして、加害者は自分の起こした事件について、現在の自分の考えを被害者や地域社会に伝え、謝罪する機会を得る。加害者にとって、対話の場とは、まさに自分が起こした事件についての責任を受け入れる場であるといえよう²³⁾。加害者が自分の行為の重大性を認識し、その行為により生じた被害の回復に努めることにより、加害者は自己の非行傾向を克服し、社会復帰できるのである。この一連の過程は、加害者、また被害者や地域社会にとって、事件は解決されたのだと受けとめられるためには非常に重要なものである²⁴⁾。また、加害者の中には、被害者との関係が未清算であることに負い目を感じる者も存在し、それが加害者の社会復帰の妨げになる場合もある。このようなケースにおいても、被害者、地域社会との話し合いを通じて、加害者が被害者に対し謝罪と賠償をすることにより、加害者の社会復帰を促進することができる²⁵⁾。

リストラティブ・ジャスティスと地域社会

地域社会は犯罪によって、安全な地域社会の崩壊といった被害を受けている。しかし、加害者を犯罪に至らせる環境を作り出し、放置したことで、地域社会もまた犯罪に対する責任を有している²⁶⁾。地域社会は犯罪へと至った紛争を平和的に解決することによって、より安全な地域社会を築く必要性を持っているのである²⁷⁾。地域社会は被害者、加害者間の対話に協力すると共に、加害者へ社会復帰の機会を提供し、地域社会へと復帰した

加害者を支援することによって、加害者が再び犯罪へ向かうことを阻止することが可能である²⁸⁾。ゆえに、RJにおいて地域社会は、事件の傍観者ではなく当事者であると同時に、犯罪統制の主体として扱われているのである²⁹⁾。

2 海外でのリストラティブ・ジャスティス実践例

(1) ニュージーランドでのファミリー・グループ・カンファレンス

ニュージーランドでは1989年に、“Children, Young Persons and Their Families Act 1989”(以下1989年法と略称する)という法律が制定された。これは、日本における少年法に相当する法律である。この1989年法はRJの考え方を反映させた「ファミリー・グループ・カンファレンス」(家族集団会議)(以下FGCと略称する)という制度についての規定を有している³⁰⁾。

元々、ニュージーランドでは非行少年に対しては懲罰的な態度で臨むべきだという考え方が主流だった。この考え方に基づき非行少年らは厳しく処罰されてきたが、彼らの大部分は更生せず、社会と少年院を何度も行き来しながら成人の犯罪者へと成長していった。1970年代になると司法関係者によりこういった懲罰的システムの不毛が指摘されるようになり、懲罰的システムへの反省がなされるようになった。こういった流れの中で、マオリの紛争解決手段へ注目が集まり、1989年法の制定となったのである³¹⁾。

FGCは、加害者とその家族や拡大家族、被害者とその関係者、コミュニティの代表などにより構成される会議であり、事件の当事者達がお互いに話し合うことによって、事件により受けた被害者や地域社会の損害の回復を目指しつつ、加害少年の立ち直りを考える手続である³²⁾。ただ、FGC自体は司法手続ではない。司法外のコミュニティ会議で作成された少年の処遇計画を裁判所が受け入れ、司法的な強制力を与えるという形でFGCは実現されているのである。よって1989年法において、FGCは一種のダイバージョン手続であると言ってよいだろう³³⁾。

1989年法は、事件を起こした少年について、警察は以下のように取り扱うように定めている。

- 1) 軽い非行については、警察での警告やダイバージョンで対応する。
- 2) 事件が警察での警告、ダイバージョンにとどめることができない程度に重大な場合は、Youth Justice Coordinator を通じて FGC へ送致する。
- 3) 13歳以上の少年が犯した重大犯罪の場合、少年を逮捕して少年裁判所に起訴する³⁴⁾。

3)のケースにおいて、少年は少年裁判所に送致されるが、殺人事件と過失致死事件を除く大概の事件で、裁判所の命令による FGC が行われる。FGC 終了後、少年は処遇に関する意見書付で裁判所に帰される。裁判所がこの意見書を無視することはほとんどないという。要するに、ニュージーランドでは、殺人事件、過失致死事件を除くほぼすべての少年事件において、何らかの形で、カンファレンスへの試みがなされているのである³⁵⁾。

1989年法実施の結果としてニュージーランドでは、少年手続きにおけるダイバージョンや少年の非拘禁化が少年非行の増加を伴うことなく達成された。被害者は自ら手続きに参加し、自分の声を少年司法に反映させることが可能となったことから、裁判によって加害者の処遇を決定する成人事件の被害者より高い満足を得ている³⁶⁾。これと同時に加害者も、カンファレンスにおいて尊重され、公平に扱われ、損害の回復を試みる機会を与えられたという感想を報告している³⁷⁾。

ニュージーランドの FGC プログラムは世界的に広がりを見せている。例えば、北アイルランドでは児童福祉や学校に関する問題について NPO が中心となってニュージーランドの FGC モデルを適用している。また、アイルランドでは2001年に「子ども施策法（Children Act）」という警察による少年事件についての RJ 仲介規定を置く法律が制定されている。アイルランドは1963年から警察による少年事件のダイバージョンが行われて

いたという背景を有する。アイルランド警察の少年事件におけるダイバーションプログラムは「少年にセカンドチャンスを与える」ことを目標としており、RJ の考え方と同じ方向性を有している。ダイバーションとして行われる RJ 的アプローチには修復的警告と家族会議があり、この家族会議においてニュージーランドにおける FGC モデルが採用されている。最近では重大事件に対する RJ 適用も検討され、実際に実行されているという³⁸⁾。

(2) アメリカ、ミネソタ州レッドウイング少年院におけるカンファレンス
アメリカでは多くの機関が少年による財産犯を中心にカンファレンスを実施している。その中でも、ミネソタ州は少年手続の様々な段階にカンファレンスを取り入れており、犯罪にまで至らない喧嘩やいじめ、職場の人間関係、家族間のトラブルなどにもカンファレンスが適用されている。ミネソタ州の一部の地域では、25年以上前から、軽微な少年事件を対象に、被害者、加害少年をはじめとした当事者の話し合いを通じての事件解決の試みがなされている。カンファレンスは、ネイティブ・アメリカンの伝統的な紛争解決の方法を取り入れたものであるが、カンファレンスの歴史も古く、最も RJ の考え方が活かされている州のひとつがミネソタ州であるといえよう³⁹⁾。

このような社会背景のもと、ミネソタ州にあるレッドウイング少年院では、少年の退院に際して、被害者、加害少年、地域社会の三者によるカンファレンスを行っている⁴⁰⁾。処遇後のカンファレンスでは軽微な犯罪だけでなく、ニュージーランドの FGC では扱うことのできない殺人事件などの重罪をも対象にすることが可能であり、広い範囲の少年事件を扱うことができる点に特徴がある⁴¹⁾。

まず、加害少年からカンファレンス実施の申出があると、ファシリテーター(カンファレンスを開催するにあたって加害少年や被害者をサポートするコーディネーター)は加害少年に対して聞き取りをし、加害少年がカンファレンスにおいて被害者や地域社会と向き合うことができるかどうか

を調査する。ファシリテーターにより加害少年がカンファレンスを開催することが可能な少年であると判断されると、カンファレンスについて被害者へ連絡する。ファシリテーターは被害者の話を聞き、カンファレンスについての説明を行う中で、現在の加害少年の状態や加害少年が事件を起こすに至った経過についても詳しく説明する。このようなプロセスを経ても被害者が加害少年との対話を望まない場合には、カンファレンスは成立しない⁴²⁾。実際、1999年、レッドウイング少年院の200人の少年の中でカンファレンスを体験できたのは10人程度であり、少年院の少年たちの多くはカンファレンスを体験することなく退院している⁴³⁾。

こういった対話への準備や対話の場は当事者の家庭内部で事件をどのように受けとめているかを知る機会でもある。また、家族間で事件の捉え方についてズレがある場合に、対話の準備のための話し合いにおいて、被害者や加害少年とその家族がそれぞれの意見を聞いたことにより、はじめてお互いの考えの違いに気付くこともある⁴⁴⁾。一例を挙げると、窃盗、住居侵入、器物損壊、強盗予備などの事件を起こしてレッドウイング少年院に送られてきた少年がその退院時に行ったカンファレンスのなかで、少年の母親が「息子が事件を起こしたのは、息子が何かトラブルを起こすたびにそれを他人のせいにして問題を直視していなかった自分のせいでもある」と発言したというケースがある⁴⁵⁾。被害者や加害者とその家族が事件につきどのように感じているのか、彼らの社会復帰のために何ができるのかということについて、家族それぞれが互いの考え方を述べ合い、確認する機会をRJがもたらすこともあるのである。

3 日本でのリストラティブ・ジャスティス実践例

(1) 日本での実践例

裁判官主導型⁴⁶⁾

少年審判の中で加害少年と被害者を対面・対話させる手法である。2001年、神戸家庭裁判所において実践された例がある⁴⁷⁾。

事件は4人の少年による少年の傷害致死事件であった。家庭裁判所は改正少年法(少年法第9条の2)により認められた被害者の意見聴取規定に基づき、死亡した少年の父親から話を聞いていたが、主犯格の少年の審判当日、被害少年の父親と兄が加害少年の面前で意見を言いたいと申し出たため、関係者の同意を得たうえで、審判廷で被害少年の父親と兄が加害少年と直接対面した。被害少年の父親は加害少年に対し励ましの言葉をかけ、それを受けた加害少年は被害少年の父親に真摯な態度で謝罪をしたという⁴⁸⁾。現在、審判にこういったRJ的な要素を何らかの形で取り入れる裁判官は徐々に増加しつつあるらしい⁴⁹⁾。

処遇過程型

1) 保護観察過程における実践

加害少年に対する処遇のひとつとして保護観察という制度がある。これは加害少年に対し遵守事項を与え、それを守ることを義務付け、社会の中で生活しながら遵守事項を実行させることにより、加害少年の改善更生を図る制度である。こういった加害少年に対する保護観察は非行程度が重大でない少年に対する家庭裁判所の決定によりなされる場合と少年院で一定期間教育を受け仮退院する少年に対しなされる場合がある⁵⁰⁾。

最近、この保護観察においてRJの考え方を反映させた活動例が多く報告されている。保護観察におけるRJ的アプローチは保護観察対象である加害少年の改善更生に対してプラスに働き、再紛争化を結果することがなければ、必要性と妥当性が保護観察所長により認定された上で実施される。実施方法としては、まず加害少年の意向を確認した上で、遵守事項に被害者に対する感謝や地域への奉仕活動を行うことなど関係修復に関する事項を盛り込み、保護観察経過の中で、被害者の意向を確認しつつ、加害少年、保護司、保護観察官が協議によってその内容を決めていくというものになる。また、被害者との合意事項の履行についても保護観察処遇の中で保護司が指導していくべきである⁵¹⁾。

このようなRJプログラムの意義は、非行程度が重大でない少年に対し

てなされる場合においては加害少年の処遇過程において少年に修復責任について理解させるところにあり、少年院で一定期間教育を受け仮退院する加害少年に対しなす場合は少年に事件に対する道義的な責任を引き受けさせるところにある⁵²⁾。

2) 少年院退院前における実践

加害少年の少年院退院前の時期において、被害者との対話を実現する方法である。この方法は先程紹介したレッドウイング少年院をはじめとして世界各地で実践されている。退院前の時期は加害少年にとって今までの自分を客観視できる時期であり、RJ を実践する良いタイミングとなるであろう。また、事件直後には対話を行うことができないような重大事件（殺人事件など）も、この時期なら実施の可能性はある⁵³⁾。

京都医療少年院では加害少年の処遇過程での被害者、加害少年間の対話を実施された。17歳の少年が暴走族仲間から集団暴行を受けて死亡した事件において、準主犯格の少年が被害者の三回忌に合わせて被害者宅を訪問し直接謝罪した事例がある。この事例では、損害賠償についてすでに示談がなされ民事係争中ではなかったこと、被害者側も墓参を求めており少年の訪問を拒否しないであろうと推測されたことから対話が可能となった。この事件においてはその後、他の加害少年2名についても加害少年の謝罪意志が固いこと、すでに示談が成立していること、被害者遺族の了解があったことから少年院側は加害少年の直接謝罪に踏み切っている⁵⁴⁾。

しかし、少年院による対話の直接実施の場合、加害少年は対話の実施に際して、少年院の教官による参加やそれを通じた謝罪の強制を感じる恐れがある。少年の任意の謝罪意思を確保するために、とくに慎重な配慮が必要となるだろう。

現在、日本の少年院では加害少年の被害者に対する謝罪の可能性が考えられており、多くの少年院では加害少年の処遇過程において「しよく罪教育」を行っている。しよく罪教育とは、加害少年に自分の起こした事件の重大性、被害者の受けた衝撃を理解させることにより、被害者に対して自

分は何ができるのかを考えさせることを目的とする教育である。しかし、現在行われているしよく罪教育は、処遇過程の中で加害少年と被害者を対面させることや、少年院内に謝罪の場を設けることを直接の目標とするものではなく、あくまで加害少年に将来の具体的な被害者に対する慰謝の方法を考えさせることにとどまる場合が多い。日本の少年院においても、しよく罪教育を超えて、加害少年と被害者の直接対話の積極的実現を図るべきではないだろうか⁵⁵⁾。

非公式型

1) 仲裁センターにおける実践

公式の少年手続外にも RJ の実践例は多くある。例えば、岡山仲裁センターでは1998年の春頃から仲裁センターの機能を活用しての加害者・被害者の対話の実現が試みられている⁵⁶⁾。

実践例としては、5人の少年が1人の少年に集団で暴行を加え怪我を負わせた事件において、仲裁センターを利用し被害者の両親と加害少年が対話した例がある。この対話においては被害者、加害者間においてかなり激しいやりとりがあったが、被害者側は「加害者側に初めて感情をぶつけることができた。謝罪の言葉もはっきり聞いた」との感想を持ち、最終的には和解も成立した⁵⁷⁾。

このセンターにおいて加害者・被害者の対話をサポートしている高原勝哉弁護士によると、このセンターは「『当事者の自立的な紛争解決能力を最大限に尊重することによって、迅速で、納得のゆく解決を図る』ことを目的とし、

弁護士とカウンセラーなどの外部専門家との共同仲裁、同席方式による手続の進行、仲裁判断よりも、和解あっせんの重視、仲裁人の判断の押しつけを慎み、当事者の感情を受容するための技法の修得などの手法を導入している」という。また、このような理念と手法の活用により、被害者・加害者間の対話が実現し、それによって被害者の加害者に対する謝罪の要求、被害者の真に知りたい情報の入手、被害者の事件に関する心情の表現等が可能となる⁵⁸⁾。

2) NPO・NGO 主導による実践

2001年6月、少年事件においてRJを実践することを目的とするNPO「被害者加害者対話の会運営センター」が千葉で立ち上げられた⁵⁹⁾。世界的に見ると、このようなNPO・NGO型のRJの実現が主流となっているように思われる⁶⁰⁾。

このプログラムへは、被害者、加害少年、家族、代理人弁護士など、誰からでも申し込むことができる。「被害者加害者対話の会」は少年による非行事件を対象としたものであり、事件の種類に限定はないが、加害少年が非行事実を認めていることを要件とする。両当事者が「被害者加害者対話の会」への参加に同意していることも要件の一つである。プログラムへの申し込みがあると、センターの運営委員会が事件を担当する進行役を決定する。この進行役が被害者・加害少年・家族と面談し、両当事者が本当に参加の意思を持っているか、相手の人格を尊重しつつ対話できる状態にあるかどうかを確認する。対話には被害者、加害少年、各々の家族以外にも、当事者の許可を得れば、被害者や加害少年の支援者や、事件に関わった地域住民も参加することができる。対話は非公開、秘密保持を基本として行われる。対話では、各参加者が事件に対する意見を述べ、その上で、参加者で被害の回復・加害少年の更正のために何ができるのかということ話し合う。この話し合いが合意に達した場合は、進行役がこの合意をまとめ、参加者に確認する。対話後は合意での約束事がきちんと守られているかどうか確認し、必要に応じてフォローのための対話を設けることもできる。また、裁判所・保護観察所・少年院の委託を受けての対話の場合は、参加者の同意を得て各機関に合意の内容を報告することも考えられている⁶¹⁾。

この「被害者加害者対話の会」プログラムは、アメリカのミネソタ大学にある「修復的司法調停センター」の提唱する「被害者・加害者調停」や「家族集団会議」をモデルとして作られている⁶²⁾。これら是对話の準備の重要性、参加者の主体性、進行役の謙虚さを非常に重視したプログラムで

あり、「被害者加害者対話の会」にもこの考え方が大きく反映されている⁶³⁾。

また、2004年には、大阪でも、被害者加害者間対話の支援を目的とするNPO「被害者加害者対話支援センター」が立ち上げられた。このセンターでは、被害者が死亡している事件、家族内暴力事件、性暴力事件を除く事件について、対話の支援を行っている⁶⁴⁾。

(2) リストラティブ・ジャスティスと日本従来の制度との比較

示談とリストラティブ・ジャスティス

日本では、昔から紛争解決のためのひとつの手段として示談が用いられることが多かった。示談とは、当事者がお互いに譲歩して争いをやめることを約束する民事上の紛争解決方法である⁶⁵⁾。示談が成立した事件については起訴猶予になることが多く、また、起訴されたとしても量刑において示談が成立したことが考慮される。RJに関する海外の文献の中には日本の起訴猶予の高さを評価するものも存在する⁶⁶⁾。

裁判所送致前に行われるニュージーランド FGC 型の RJ におけるカンファレンスと日本の示談は次の点で類似しているといえる。

- 1) 加害者と被害者の関係修復を評価して国家刑罰権の発動を抑える⁶⁷⁾。
- 2) 加害者から被害者に対して謝罪がなされる可能性がある⁶⁸⁾。
- 3) 加害者から被害者に対して損害賠償が行われる可能性がある⁶⁹⁾。

これらの点だけを取り上げると、示談は日本型の RJ 実践例であるように見える。しかし、やはり RJ と示談は本質的に異なるものである。1) に関して、確かに被害者・加害者間の関係修復を反映しての国家刑罰権の発動抑制は評価できるが⁷⁰⁾、示談成立という結果の刑事司法への反映は全面的に検察官や裁判官にかかっているのである。RJ とは犯罪への対応を被害者、加害者、地域住民で行おうという考え方であり、被害者、加害者間の関係修復の評価を国家に任せてしまう示談では、この考え方の実現が妨げられてしまう⁷¹⁾。

2), 3) に関して、示談において謝罪を「いつ」「どのように」行うかは

駆け引きの道具にされることが多く⁷²⁾、また、損害賠償がなされた場合でも、それを加害者自身が行っても、家族が行っても民事的に意味は変わらない⁷³⁾。RJ において、加害者が被害者に対して心からの謝罪をし、加害者自らの努力によって被害者への賠償を実現するということは、加害者自身が自分の行為を受けとめ責任を果たすということであり、被害者の癒しや加害者の非行克服にとって非常に重要である⁷⁴⁾。しかし、示談においては、そのような機会は設定されていない。その他にも、示談には加害者の社会復帰援助という観点がなく、示談において交渉の根幹部分はプロである弁護士などに委ねられ、被害者、加害者など事件の当事者が主体的に関わることが難しいこと、地域社会の手続きへの参加が予定されていないこと、などの違いがあげられる⁷⁵⁾。

被害者等の意見聴取制度とリストラティブ・ジャスティス

2000年の改正少年法により、被害者保護規定の充実として被害者等の意見聴取制度（少年法第9条の2）が規定された。この規定は、被害者等が希望する場合には、原則として、家庭裁判所の裁判官や家庭裁判所調査官が被害者等の事件に関する心情や意見などを聴取するというものである。これにより被害者から聴取された意見は家庭裁判所が少年の処分を決するときの資料となることがある⁷⁶⁾。被害者から直接被害に関する意見の聴取をし、決定に反映させるという点において、この制度は RJ に多少類似している点はあるが、あくまで被害者からの一方的な意見の表明であり、被害者と加害少年の対話という RJ の最も本質的な要素が抜けている。そうである以上、この制度をもって RJ の実現とみることはできないだろう。

ただ、この制度が RJ 実現への足がかりとなることがある。3章（1）で触れた裁判官主導型の RJ 実践例のように審判期日における意見聴取により実質的に対話を実現するケースである。少年法改正直後の平成13年4月1日から平成14年3月31日までの意見聴取制度の運用状況を見ると裁判官が審判期日において聴取したケースが5件、裁判官が審判期日外に聴取したケースが74件、家庭裁判所調査官による聴取が67件であったのに対し、

平成15年4月1日から平成16年3月31日までの意見聴取制度の運用状況は、裁判官が審判期日において聴取したケースが25件、裁判官が審判期日外に聴取したケースが101件、家庭裁判所調査官による聴取が70件となっている⁷⁷⁾。裁判官による審判期日での意見聴取の件数がかかなり多くなってきていることがわかるだろう。しかし、事件発生から間もない時期に、被害者と加害少年を対面させると、被害者、加害少年両者の事件に対する心の整理ができておらず、双方を傷つけてしまう可能性もある。また、少年審判の審判廷は通常の法廷と比べてかなり規模の小さいものであり、被害者と直接対面した加害少年の受ける威圧についても懸念が示されている。被害者からの痛烈な批判にさらされたことによって、加害少年が自己否定に陥り、反省や責任の認識がかえって進まなくなってしまう危険性も大きい。被害者からの意見聴取の申し込みがあったからといって、安易に審判期日における意見聴取を実行するのも問題なのである⁷⁸⁾。裁判官、家庭裁判所調査官はケースを見極め、審判期日における意見聴取が望ましいのか、期日外での意見聴取とすべきなのかを慎重に判断する必要があるだろう。

4 リストラティブ・ジャスティス実践における注意点

(1) 当事者の任意性

RJは何かに強制されて行われるべきものではない。RJは嫌がる当事者を無理に対話の場に立たせる制度であってはならず、加害者に対する謝罪の強制や被害者に対する赦しの強制もあってはならない。もし、当事者が対話に参加しないという判断をした時に、その当事者を社会が批判するようであれば、RJ実施の申し出がされると当事者は嫌でも出席しなければならなくなる。また、加害者が処分を恐れるあまりにする口先だけの「謝罪」や、被害者に謝れと周りから強制されて行った「謝罪」は、RJの求める心からの謝罪ではない。周囲の圧力によってなされた被害者の「赦し」も、何の意味も持たないだろう。強制された「赦し」や「謝罪」は当事者の新たな傷となるだけである。社会が当事者達の選択をどれだけ保障

できるかということが問われる局面である。

現在の日本社会が当事者の任意性を完全に保障できる環境にあるとは言いにくい。今の日本社会はいわゆる「立派な被害者」を求めるのであろう⁷⁹⁾。しかし、任意性を保障できないという理由から、日本が RJ を取り入れることをかたくなに拒否し続けるならば、この国に RJ という理念が根付くことは未来永劫なくなるだろう。RJ について人々が考え、身近なところから実践していく過程において、RJ が根付く土壌が開拓されていくのではないだろうかと考える。

(2) 当事者権限の暴走

対話の場において参加当事者がお互いの人格を否定するような発言を行ったり、被害者や地域社会が加害者に対して被った損害の回復として加害者がどうい実行できないようなことを要求してくるおそれがある⁸⁰⁾。攻撃的な話し合いは、度が過ぎると、被害者の再被害化や加害者の自己否定につながり、被害者の立ち直りや加害者の更生、社会復帰に悪影響を及ぼすことになる。

こういった当事者の権限の暴走を防止するためには、対話の事前準備の段階で当事者の状態を見極め、対話に向かない状態にあると判明すれば対話の実行を中止させることが必要である。また、対話の場に被害者と加害者との間に第三者を介在させることも重要である。この第三者は両者の話を聴きつつ上手く対話を進行させるよう気を配るべきであろう。

海外や国内での RJ 実践例を見ると、第三者の役割を市民ボランティアに任じている場合が多いが⁸¹⁾、この役割を裁判官に任ずるべきだという考え方もある⁸²⁾。当事者への事前説明や当事者の意思決定への一定の統制、対話で合意されたことの履行確認に一定程度国家が介入するのである⁸³⁾。RJ において国家は犯罪統制の主体とは扱われず、事件手続きにおいてはいわば傍観者と考えられているが、こういった国家の関わりは RJ における当事者同士より平等な対話と適正な損害回復を目指すものであり、国家に RJ におけるある程度の役割を認めるものであるといえよう⁸⁴⁾。勿論、

裁判官が RJ に基づく事件手続きに関わる場合、裁判官は被害者、地域社会、加害者という当事者三者を平等に扱い、彼らの意見を最大限尊重すべきことは言うまでもない。

(3) リストラティブ・ジャスティスの流れ作業化

実際に対話を行ううえで最も重要なことは実行前の準備である。対話を行うに際して被害者と加害者の心情を聞き、事件についての考えをまとめさせておくことは対話の成功には不可欠である。それと同時に、準備段階において加害者の状態を調査し、対話開催に適した状態にあるかを見極めておかなければ、被害者と加害者が実際に対面したときに、加害者の態度によって被害者を傷つけることにもなりかねない。いいかげんな形で被害者と加害者を引き合わせたとしても両者をさらに傷つけるだけである。この準備によって対話の成否が決定されるといっても過言ではない。対話においては、被害者が再び被害を受けることがないように細心の注意が払われるべきである⁸⁵⁾。

しかし、アメリカでは事前準備なしで対話を行ったり、対話自体を十分な話し合いもなされないまま数十分で終了させてしまったり、関係機関による対話後のフォローが不完全であったなどの報告がなされおり、かなりの被害者が RJ に対して不満を持っているとの報告もある。ある全米調査では被害者と加害者の対話に先立ち対話の仲介者に対し当事者とのミーティングをすることを要求しないプログラムが全体の37%をも占めるとの結果が出ている⁸⁶⁾。

ではなぜアメリカでは、一部であるにしるこのような RJ の運用がなされているのか。その理由はアメリカでの裁判所の過剰負担や矯正施設の過剰拘禁の問題にあると思われる。現在のアメリカでは、裁判所の負担軽減や矯正施設の過剰拘禁を解消するという目的のために事件をダイバージョンという形で終わらせるべく RJ が活用されている側面がある。こうなると RJ は効率化と迅速な事件処理だけを求められるようになってしまう。その結果、事前準備の欠如、対話自体の簡略化、事後手続きの無視など手

続きの流れ作業化が生じたのである⁸⁷⁾。

RJ の真の目的は事件によって生じた損害の回復を通じて当事者に事件について一つの区切りをつけさせることにあり、この目的は綿密な事前準備、当事者間の十分な対話、対話後のフォローによって実現されるものである。しかし、手続きの簡略化はこの理想から RJ を遠ざけるだけのものである。現在、これは世界で懸念されている問題である。日本ではまだ流れ作業化による被害の報告は聞かれないが、RJ の理想を守るためにもこういった事態の回避には全力を尽くすべきであろう⁸⁸⁾。

5 リストラティブ・ジャスティス・モデルの比較検討

(1) リストラティブ・ジャスティス・モデルとリストラティブ・ジャスティスの本質

ここでは、RJ の主な実施形態をニュージーランドで行われているダイバージョンとしての RJ の実現である FGC 型、少年審判の中で加害少年と被害者を対面、対話させる手法である裁判官主導型、保護観察や少年院での処遇中など少年の処遇過程における対話の実現を図る処遇過程型、公式の事件手続外で行われる非公式型の 4 種類に分ける⁸⁹⁾。この 4 つのモデルについて RJ の本質的要素、RJ の抱える問題点という視点から比較検討をしてみたい。

RJ という被害者と加害者の和解が注目されがちだが、これらが RJ の直接の目標であるわけではない。これらは RJ を行ったことにより生じた結果なのである。RJ の目標とは被害者に気持ちの区切りをつける機会を与えることや、加害者に被害回復についての努力をさせることにより事件の解決を目指すことにある⁹⁰⁾。

RJ は、被害者は事件について自分の考えを認識し、加害者は事件についての自分の責任を自覚し、自分が損害回復のために何ができるかを考える「準備」、事件当事者が対面し損害回復について話し合う「対話」、加害者が謝罪、賠償、奉仕活動などにより責任を果たし、実際に損害回復を目

指す「修復」という3つの本質的要素によって構成されていると考えられる⁹¹⁾。特に「対話」に関しては直接対話であることが望ましい。手紙、伝言といった方法を用いると一方的な感情のぶつけ合いになってしまう可能性があるためである。以下ではこれら要素が各モデルにおいてどのように実現されているか検討したい。

準 備

処遇過程型は対話までに一定の時間の確保が可能であるため、被害者への対応や加害少年に対する対話を目標に据えた指導が十分にできる。処遇過程型はRJ実現への準備を綿密に行うことが可能な「準備」を最も実現しやすいモデルであると言えよう。これに対して、FGC型では準備の実現について不安が残る。事件をダイバージョンで終わらせるためRJが運用されるような状況に陥ると、RJに効率化と迅速な事件処理が求められ、流れ作業化による準備の欠如ということになりかねない⁹²⁾。

対 話

裁判官主導型では当事者が裁判官に向かって発言するという形になりやすいため、対話の実現には若干不向きな面がある。FGC型については「準備」の箇所でも述べた流れ作業化が生じた場合、対話の簡略化がなされる可能性がある。また、非公式型では公的な統制がないため、当事者の一方的な感情のぶつけ合いとなり対話にならない状態が生じるおそれもある。これらに対して処遇過程型は、十分な準備に裏打ちされた状況において対話を実現することのできるモデルであると言える。

修 復

修復とは加害少年が被害者や地域社会に謝罪し、その損害を回復することによって責任を果たす過程を指す。対話での合意事項の履行という点において考えれば、処遇過程型など公的な少年手続きに付随した実現形態においては履行の援助や履行確認につき期待することができる⁹³⁾。しかし、修復の本質的な部分には加害少年の心情が多分に影響するため、修復については加害少年しだいということになるのではないか。

	準 備	対 話	修 復
FGC 型	流れ作業化による準備の欠如の可能性あり	対話の簡略化がなされる可能性あり	
裁判官主導型		当事者が裁判官に発言する形になりやすい	
処遇過程型	対話まで一定の時間の確保が可能		修復履行への援助，履行確認につき期待
非公式型		当事者の感情のぶつけ合いとなる可能性あり	

(2) リストラティブ・ジャスティス・モデルとリストラティブ・ジャスティスの注意点

各 RJ モデルにおいて、4 章で挙げた当事者の任意性確保、当事者権限の暴走、RJ の流れ作業化という問題点はどのように現れるのであろうか。

当事者の任意性確保

加害者の任意性確保においては、FGC 型、裁判官主導型、処遇過程型はいくらか危険をとまなうと考えられる。処遇前に行われる FGC 型、裁判官主導型だと、加害少年がその後の処遇を軽くしようとその場しのぎの謝罪をする危険性があり、また処遇過程型では加害少年が対話主催者からの参加や謝罪の強制を感じるおそれがあるためである⁹⁴⁾。この点、非公式型は処遇過程後になされるため加害少年が処遇を気にする必要はなく、主催者からの参加強制もないことから、こういった加害少年の任意性確保には非公式型が最も有用であると考えられる。任意性確保について被害者、加害者共通の問題もある。被害者、加害者が周囲からの参加や謝罪、赦しの強制を感じることである。これは全てのモデルで発生する問題であり、これについては周囲の認識を変えることで対処していくべきであろう。

当事者権限の暴走

当事者権限の暴走については裁判官主導型が最も危険性が少ないだろう。裁判官が間に入ることによって RJ プログラムへの一定の統制が可能となるためである⁹⁵⁾。逆にこの統制から離れるモデルが非公式型である。公式の事件手続と関係ないために公的な統制がきかず当事者権限の暴走へとつながるおそれが高いと考えられるためである。

リストラティブ・ジャスティスの流れ作業化

RJ の流れ作業化については FGC 型においてその危険性が高くなる。事件をダイバージョンで終わらせるため RJ が運用され、RJ に効率化と迅速な事件処理求められるようになると、事前準備の欠如、対話自体の簡略化、事後手続き無視などの手続きの流れ作業化が生じやすくなると考えられる⁹⁶⁾。

	当事者の任意性確保	当事者権限の暴走	流れ作業化
FGC 型	加害少年がその場しのぎの謝罪をする危険性あり		事件をダイバージョンで終わらせるための運用がされると流れ作業化が生じやすくなる
裁判官主導型	加害少年がその場しのぎの謝罪をする危険性あり	裁判官が間に入ることにより対話につき一定の統制が可能	
処遇過程型	加害少年が主催者からの謝罪の強制を感じる可能性あり		
非公式型	処遇過程後になされるため加害少年の任意性確保がしやすい	対話に統制がきかず当事者権限の暴走のおそれが高い	

(3) リストラティブ・ジャスティス・モデルの比較検討

FGC 型

FGC 型は審判前に実行されることとなるため加害少年の任意性の確保

は、ファシリテーターにとって大きな課題となるだろう。FGC 型において最も心配されるのが手続きの流れ作業化である。結果を急ぐあまりに流れ作業化が生じると、RJ の要素である準備、対話、修復の実現が不完全になってしまい、RJ の理念そのものが危機にさらされる⁹⁷⁾。

しかし、FGC はダイバージョンといえども、正式手続きを補完する部分的代替ではなく、ほとんどすべての少年事件について適用される主要な手続きであるため、FGC が成功した場合の効果は非常に高い⁹⁸⁾。流れ作業化に注意し丁寧に手続きを行っていくことさえできれば、FGC 型は少年手続きにおける新たな可能性となるのではないだろうか。

裁判官主導型

裁判官主導型も処分決定前の RJ 実現モデルであるため、加害少年の任意性の確保が問題となる⁹⁹⁾。また、裁判官主導型では審判時に対面が実現されるため、当事者間に裁判官が入った対話となる。ゆえに、対話が両当事者の裁判官に対して陳述というような形になりやすく、率直な、心を開いての対話の実現という点において、他のモデルに比べ効果が薄いと考えられる。

しかし、裁判官が当事者間に入るということは、当事者の対話にある程度統制を及ぼすことが可能となるということであり、当事者が暴走し相手を一方的に傷付けるような事態は回避できると考えられる¹⁰⁰⁾。

処遇過程型

処遇過程型においては対話までに一定の時間の確保が可能であるため、被害者への対応や加害少年に対する対話を目標に据えた指導が十分にできることから、対話への準備を綿密に行うことができる。こういった十分な準備により RJ の本質的要素としての対話の実現についても期待が持てるだろう。また、対話後において、加害少年の対話における合意事項の履行について少年院や保護司がある程度支援してやることもできるだろう¹⁰¹⁾。

反面、対話を主催するのが少年院や保護司、保護監察官であることから、加害少年が少年院の教官、保護司、保護監察官による謝罪の強制を感じる

おそれがある。関係者は処遇過程における RJ の実行において加害少年の任意性の確保には十分配慮すべきである。

非公式型

非公式型では、非公式ゆえに公的な規制がほとんどない状態で対話がなされるため、当事者権限の暴走を容認する状況に陥りやすいという危険性があり、対話の実現という観点から見ると不安が残る。

これに対して、非公式型は公式の少年手続後に対話がなされるため、加害少年の対話実行への任意性を確保しやすいモデルである。

	長 所	短 所
F G C 型	<ul style="list-style-type: none"> 成功した場合の効果は高い 	<ul style="list-style-type: none"> 加害少年の任意性の確保 手続きの流れ作業化のおそれ
裁判官主導型	<ul style="list-style-type: none"> 当事者の対話に統制を及ぼすことが可能なため当事者権限の暴走は回避できる 	<ul style="list-style-type: none"> 加害少年の任意性の確保が問題 当事者間に裁判官が入った対話となるため対話の実現において効果が薄い
処遇過程型	<ul style="list-style-type: none"> 対話までに一定の時間の確保が可能なため対話への準備を綿密に行うことができる 十分な準備により対話の実現についても期待が持てる 加害少年の対話における合意事項の履行について少年院や保護司の支援が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 加害少年が少年院の教官、保護司、保護監察官による謝罪の強制を感じるおそれ
非 公 式 型	<ul style="list-style-type: none"> 加害少年の対話への任意性を確保しやすい 	<ul style="list-style-type: none"> 当事者権限の暴走を容認する状況に陥りやすい

む す び

5章で挙げた実施形態以外にも日本独自の制度を利用した RJ 実践の可能性が考えられる。家庭裁判所の少年保護手続の一つである試験観察(少

年法第25条)の中にRJを組み込む手法である¹⁰²⁾。試験観察とは、家庭裁判所調査官による少年の調査のためのひとつの方式である。家庭裁判所調査官による少年の調査段階で、どのような保護処分を課すべきなのか、あるいは保護処分は必要ないのかという判断が困難であるような場合において、一定の期間適当な個人や団体に少年の補導を委託し、少年の行動等を観察して終局的な判断を出そうというものであって、日本の少年法特有の制度である¹⁰³⁾。この試験観察の中にRJを組みこむことは非常に有効であると考えられる。加害少年が自分は何をしたのか、自分のしたことによってどれだけ被害者が傷ついたのか、ということの理解ができていないような場合に試験観察を行い、被害者と対面させ、被害者から直接加害少年に対して自分自身の苦しみを語ってもらうことによって加害少年に自分の行為の意味やその行為による周囲への影響を理解させるのである。このような機会をつくり加害少年に被害者の苦しみを理解させることは、少年の非行克服などの点から見ても重要である。加害少年が被害者の心情に対して理解を示した場合は被害者に対しての謝罪や被害者の受けた損害回復のための賠償の履行、また更正のための課題を加害少年に与え、それらが達成された場合は審判不開始や不処分の決定を下すという形が望ましい¹⁰⁴⁾。

以上のようにRJの実施形態には多様性がある。これらそれぞれの特徴を把握し、事件の態様にあわせて最も適した実施形態を判断していくことが重要である。これら実施形態を使い分けることによってあらゆる事件がRJの対象となり得ることだろう。本論文では少年事件に対するRJ実践の可能性について中心的に論じてきたが、成人に対するRJ実践も若干ハードルは高いものの不可能ではない。実際、ニュージーランドではRJの考え方の適用を試験的に成人の犯罪者にまで拡大したパイロットプロジェクトが存在している¹⁰⁵⁾。事件がRJの対象となるか、ならないか、ということは事件の種類や程度によって決されるのではなく、当事者の気持ちのありようによって決まる。殺人などの重大事件においても、当事者が望めば対話は実践されるのである。また、日本でのRJの有名な実践例が

傷害致死等の事件に多いことから、RJ は殺人などの重大事件でしか実践されない制度だと誤解されることもあるようだが実際そのようなことはない。むしろ、諸外国での RJ の主要な対象は軽微な財産事件である。ただ、軽微な財産事件であったとしても、被害者は自分が突然「被害者」になってしまったということに強い衝撃を受ける。事件後、外を安心して出歩くことができなくなった、自分を襲った者と同年代の人を見ると足がすくんでしまうなど、心に何らかの後遺症を抱える被害者も少なくない¹⁰⁶⁾。こういった被害額が少ない事件だからこそ、加害者が自分の起こした事件を軽く考えないよう、被害者の受けた衝撃をきちんと加害者に対し伝えることが必要ではないだろうか。これは加害者の更生にとって、重要な効果をもたらすと同時に、被害者にとっても加害者の謝罪、賠償が被害回復の一助となることは言うまでもない。日本でも軽微な財産事件に対する RJ の実践をさらに前向きに考えていくべきだろう。

ここ数年、日本では犯罪被害者についての議論が盛んになされている。日本において RJ という考え方が注目されるに至ったのも、RJ が被害者を手続きの中心に据えた考え方であることが大きく影響している。しかし、RJ は被害者のためだけの考え方ではなく、加害者の社会復帰、地域社会の再生の視点があつてのものである。そして、被害者支援や加害者の社会復帰なくして RJ が成立することはない。RJ を実現していくためには、被害者支援制度を充実させ、被害者、加害者双方の事件当事者への支援に積極的に取り組み、当事者たちが対話しやすい状況を作っていくことが重要である。1997年に発生した神戸児童連続殺傷事件の加害男性は、2005年1月保護観察期間を満了し社会復帰を果たした。新聞報道によると、加害男性は被害者遺族に直接会って謝罪することを望んでおり、また、慰謝料の一部として毎月給料の中から一定金額を自分の両親に送金しているという¹⁰⁷⁾。彼のこの行動は社会に「関係修復」という考え方が少しずつ浸透してきていることを表しているように思える。当時、この事件は社会に大きな衝撃を与え、少年法改正のきっかけとなった。少年の成長発達、社会

復帰を支援するという少年法の理念の危機であるあの改正論議のはじまりとなった事件の加害者が今、社会に戻り、被害者との関係修復を試みているという事実は私にとっては非常に感慨深い出来事である。RJ は近代法が忘れていた正義，すなわち癒し，心の平安という価値に支えられた古くて新しい考え方である¹⁰⁸⁾。当事者の関係を修復することによって両者とともに立ち直り，当事者がこれで本当に事件は終わったと感じられるように社会が力添えをすることこそ，最も重要な当事者支援となるのではないだろうか。

- 1) 前野育三「修復的司法 世界の流れと日本での方向」(少年犯罪被害者支援弁護士ネットワーク編『少年犯罪と被害者の人権 改正少年法をめぐって』明石書店，2001年) 231頁，坂上香「当事者の対話が生むもの アメリカにおけるカンファレンスの試みから」(団藤重光ほか『「改正」少年法を批判する』日本評論社，2000年) 196頁参照。
- 2) 坂上 香『「加害者対被害者」を越えて』世界673号(2000年) 260頁，高橋 貞彦「ニュージーランドの修復的司法」月刊少年育成553号(2002年) 33頁，前野育三・前掲1，228頁。
- 3) 服部 朗「修復的少年司法の可能性」立教法学55号(2000年) 251頁。
- 4) 太田達也「矯正による修復的司法の展望と課題 - 『修復的矯正』の実現に向けて」矯正教育研究49巻(2004年) 5頁。
- 5) 服部 朗・前掲3，249～251頁。
- 6) 前野育三「修復的少年司法 少年の更生と被害者の権利の調和を目指して」自由と正義53号(2002年) 42頁。
- 7) 前野育三・前掲1，227～228頁。
- 8) 坂上 香「被害者・加害者カンファレンス レッド・ウイング少年院の試みから」(少年被害者支援弁護士ネットワーク編『少年犯罪と被害者の人権 改正少年法をめぐって』明石書店，2001年) 201頁参照。
- 9) 坂上香・前掲8，204頁，竹原幸太「修復的司法の動向 ローラ・ミルスキー『家族集団会議の世界的広がり 第三弾』」法律時報76巻7号(2004年) 126～129頁参照。
- 10) 坂上 香・前掲2，260頁。
- 11) 坂上 香・前掲2，260頁。
- 12) 坂上 香・前掲8，202～203頁参照。
- 13) 坂上 香・前掲2，262頁。
- 14) 服部 朗・前掲3，251頁。
- 15) 坂上 香・前掲2，262頁。
- 16) 服部 朗・前掲3，250～251頁。
- 17) 新 恵里『犯罪被害者支援 アメリカ最前線の支援システム』(径書房，2000年)

289～290頁。

- 18) ハワード・ゼア(西村春夫=細井洋子=高橋則夫監訳)『修復的司法とは何か 応報から関係修復へ』(新泉社,2003年)31～32頁。
- 19) 服部 朗・前掲3,251頁。
- 20) 前野育三・前掲1,231頁。
- 21) 前野育三・前掲6,42頁。
- 22) 前野育三・前掲1,238頁。
- 23) 新 恵里・前掲17,289頁。
- 24) 前野育三・前掲1,238頁。
- 25) 前野育三・前掲1,230～231頁。
- 26) 坂上 香・前掲2,262頁。
- 27) 服部 朗・前掲3,251,253頁。
- 28) 平山真理「修復的司法をめぐる研究動向」犯罪社会学研究27号(2002年)120～121頁。
- 29) 服部 朗・前掲3,251頁。
- 30) 前野育三・前掲1,235頁参照。
- 31) ジム・コンセディーン=ヘレン・ポーエン編(前野育三=高橋貞彦監訳)『修復的司法 現代的課題と実践』(関西学院大学出版会,2001年)41,43頁,高橋貞彦・前掲2,34～35頁参照。
- 32) 前野育三「被害者問題と修復的司法 ニュージーランドの Family Group Conference を中心に」犯罪と非行123号(2000年)8～10頁,前野育三・前掲1,228頁参照。
- 33) 前野育三・前掲32,8～10頁。
- 34) 前野育三・前掲32,9頁参照。
- 35) 前野育三・前掲32,9～10頁参照。
- 36) 前野育三・前掲32,22頁参照。
- 37) 鴨志田まゆみ「修復的司法の動向 キャサリン・デイリー=ヘネシー・ヘイズ『修復的司法とカンファレンス』」法律時報76巻9号(2004年)119頁参照。
- 38) 竹原幸太・前掲9,126～129頁参照。
- 39) 坂上 香・前掲8,204～205頁,坂上 香・前掲2,265頁。
- 40) 坂上 香・前掲8,211頁参照。
- 41) 坂上 香・前掲1,199頁参照。
- 42) 坂上 香「カンファレンス アメリカの取り組みから」(visited Aug. 22. 2001) <http://www.jca.apc.org/cpr/nl25/rj.html>, 坂上 香・前掲2,270頁参照。
- 43) 坂上 香・前掲42参照。
- 44) 山田由紀子「少年と被害者の関係修復をめざして」月刊少年育成553号(2002年)14頁。
- 45) 坂上香・前掲8,216～219頁参照。
- 46) 前野育三・前掲6,45頁。
- 47) 井垣康弘「修復的少年司法の取り組み 司法福祉のフロンティア」(立命館大学人間科学研究所『対人援助のための「人間環境デザイン」に関する総合研究プロジェクト』2002年)63頁,前野育三・前掲6,45頁参照。

リストラティブ・ジャスティスの理念とその実践モデル（大前）

- 48) 井垣康弘・前掲46, 63～70頁, 守屋典子「少年事件協議の実現に向けて 被害者と加害少年の直接対話による被害者の損害回復と加害少年の更生」自由と正義53号（2002年）53～54頁参照。
- 49) 前野育三・前掲6, 45頁参照。
- 50) 法務省ホームページ（visited Jan. 6. 2005）<http://www.moj.go.jp/> 参照。
- 51) 小長井賀與「保護観察における日本型関係修復的正義の可能性」（所一彦編『犯罪の被害とその修復 西村春夫先生古希祝賀』敬文堂, 2002年）269～271, 274頁。
- 52) 小長井賀與・前掲41, 270頁。
- 53) 前野育三・前掲5, 46頁。
- 54) 指宿照久「しょく罪の実践例」大阪家庭少年の会45号（2001年）4頁, VOICE（毎日放送, 2002年4月18日放映）参照。
- 55) 真田安浩「少年院は被害者に応えられるか」刑政112巻6号（2001年）44～45頁参照。
- 56) 前野育三・前掲5, 44頁参照。
- 57) 「第5分科会 少年事件と被害者問題 実践例を通して付添人活動と被害者問題を考える」（日本弁護士連合会子どもの権利委員会委員長山田由紀子編『第12回全国付添人経験交流集会報告集』2002年）158～160頁参照。
- 58) 前野育三・前掲5, 44頁。
- 59) 山田由紀子「『被害者加害者対話の会運営センター』の発足と実践」自由と正義53号（2002年）59頁参照。
- 60) 前野育三・前掲5, 45頁。
- 61) 山田由紀子・前掲59, 62～64頁参照。
- 62) 山田由紀子・前掲44, 11頁参照。
- 63) 山田由紀子・前掲59, 62頁。
- 64) 被害者加害者対話の会支援センター（visited Jan. 6. 2005）<http://www.vom.jp/> 参照。
- 65) 内田 貴『民法 債権各論』（東京大学出版会, 1997年）293～294頁。
- 66) 前野育三「刑事司法・少年司法の修復的司法化の試み」法と政治51巻2号（2000年）547頁。
- 67) 前野育三・前掲66, 547頁。
- 68) 前野育三「修復的司法の可能性」法と政治50巻1号（1999年）31頁。
- 69) 前野育三・前掲68, 31頁。
- 70) 前野育三・前掲66, 547頁。
- 71) 前野育三・前掲68, 30頁。
- 72) 前野育三・前掲68, 31頁。
- 73) 前野育三・前掲66, 547～548頁。
- 74) 前野育三・前掲1, 238頁。
- 75) 前野育三・前掲68, 31頁。
- 76) 甲斐行夫・入江猛・飯島泰・加藤俊治『Q & A 改正少年法』（有斐閣, 2001年）105～110頁参照。
- 77) 裁判所ホームページ（visited Jan. 6. 2005）<http://www.courts.go.jp/> 参照。

- 78) 葛野尋之「改正少年法の検証と被害者問題」龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報1号(2004年)14~15頁。
- 79) 朝日新聞朝刊(2004年1月20日12版)27頁。
- 80) 葛野尋之・前掲78,23頁。
- 81) 坂上 香・前掲8,209頁,山田由紀子・前掲44,64頁参照。
- 82) 葛野尋之・前掲78,23頁。
- 83) 葛野尋之・前掲78,23頁。
- 84) 坂上 香・前掲2,262頁。
- 85) 坂上 香・前掲2,270頁,坂上 香・前掲33。
- 86) 緑川 徹「修復的司法の動向 マーク・アンブライト『被害者・加害者調停のマクドナルド化および周縁化の回避』」法律時報74巻11号(2002年)102頁。
- 87) 緑川 徹・前掲86,102~103頁。
- 88) 緑川 徹・前掲86,103頁。
- 89) 前野育三・前掲6,44頁。
- 90) 太田達也・前掲4,15~16頁。
- 91) 高橋貞彦・前掲2,33頁。
- 92) 緑川 徹・前掲86,102~103頁。
- 93) 小長井賀與・前掲50,269頁。
- 94) 澤登俊雄=津田玄児=山田由紀子=児玉勇二「少年法と少年犯罪を考える 座談会」(少年犯罪被害者支援弁護士ネットワーク編『少年犯罪と被害者の人権 改正少年法をめぐって』明石書店,2001年)90頁。
- 95) 葛野尋之・前掲78,23頁。
- 96) 緑川 徹・前掲86,102~103頁。
- 97) 緑川 徹・前掲86,102~103頁。
- 98) 澤登俊雄=津田玄児=山田由紀子=児玉勇二・前掲68,90頁。
- 99) 澤登俊雄=津田玄児=山田由紀子=児玉勇二・前掲68,90頁。
- 100) 葛野尋之・前掲78,23頁。
- 101) 小長井賀與・前掲50,269頁。
- 102) 前野育三・前掲1,241頁。
- 103) 澤登俊雄『少年法』(中央公論新社,1999年)69頁。
- 104) 前野育三・前掲1,241頁。
- 105) ジム・コンセディーン=ヘレン・ポーエン・前掲23,140~141頁参照。
- 106) 藤原正範「少年保護と修復」月刊少年育成553号(2002年)19~20頁,前掲57,157頁参照。
- 107) 朝日新聞朝刊(2004年12月24日14版)1頁参照。
- 108) 服部朗・前掲3,250頁。